

公立高等学校生徒等奨学給付金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、全ての意志ある公立の高等学校等の生徒等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に給付する公立高等学校生徒等奨学給付金(以下「給付金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

なお、本給付金は国が実施する高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)に該当するものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に定めるものをいう。ただし、特別支援学校の高等部を除く。

(2) 保護者等 法第3条第2項第3号、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第1条第1項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)第2条第2項に定める者をいう。

(3) 高校生等 法第3条に定める高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者及び同条第1項に規定する者のうち同条第2項第3号に該当する者(同項第1号及び第2号に該当する者を除く。)をいう。ただし、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和5年5月10日ニ支家第47号)による措置費等の支弁対象となる者で、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。)が措置されている者及び特別支援学校の高等部に在学する者を除く。

(4) 生活保護受給世帯 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)が支給されている世帯をいう。

(5) 学び直し支援金 岩手県公立高等学校学び直し支援金給付要綱に基づく給付をいう。

(6) 災害等 令和6年1月1日以降に発生した災害等をいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の給付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、給付を受けようとする年度の7月1日(以下「基準日」という。)において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 公立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等であり、県内に住所を有するもの

(2) 給付金を申請する年度における保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課

税である者又は生活保護受給世帯である者

- 2 前項第2号に該当しない者のうち、給付を受けようとする年度の3月1日までに保護者等の失職等その他やむを得ない事情により家計が急変し(以下「家計急変」という。)、基準日(基準日の翌日以降に家計急変があった場合は、家計急変があった日の翌月の1日。ただし、家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月の1日。)において、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる者は給付対象者とする。ただし、基準日の翌日以降に家計急変があった者で、家計急変があった日の翌月の1日(家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月の1日。)に生活保護受給世帯である者を除く。

(給付金の給付額等)

第4条 前条第1項に該当する者の給付金の給付額は、次の表に定める額とする。

区分	高校生等1人当たりの給付金の給付額	
(1) 生活保護受給世帯の高校生等	年額 32,300円	
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯((1)の場合を除く。)	<p>(2) 通信制以外の高等学校等に在学する高校生等 ((4)の場合を除く)</p> <p>(3) 通信制の高等学校等に在学する高校生等</p> <p>(4) 当該世帯に扶養されている2人目以降の通信制以外の高等学校等に在学する高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に在学する高校生等</p>	年額 122,100円 年額 50,500円 年額 143,700円

- 2 前条第2項に該当する者の給付金の給付額は、次に掲げる区分に応じた額とする。

- (1) 基準日以前に家計急変した者 第1項で定める額
- (2) 基準日の翌日以降に家計急変した者 第1項で定める額に、家計急変があった日の翌月(家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月)から当該年度の3月までの月数を乗じて、12月で除した額(1円未満の端数切捨て)

- 3 第1項の表の(2)及び(4)に係る1人目、2人目の順は生年月日順とする。ただし、通信制の高等学校等又は高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の専攻科に在学する高校生等を含む複数の高校生等がいる場合は、通信制の高等学校等に在学する高校生等は全て第1項の表の(3)の給付額とし、通信制以外の高等学校等に在学する高校生等は全て第1項の表の(4)の給付額とする。

(前倒し給付)

第5条 給付金の給付を受けようとする年度に入学した高校生等の保護者等で、当該年度の4月1日において、第3条各項に該当する者は、4月から6月分に相当する額として、前条第1項又は同条第2項第1号の給付額に4分の1を乗じた額の給付を受けることができる。

2 前項の給付を受けた者で、基準日において第3条各項に該当する場合は、前条第1項又は同条第2項第1号の給付額から前項の給付額を差し引いた額を給付する。ただし、当該給付額を前項の給付額が上回る場合は、前項の給付額を年額とする。

3 第1項の給付を受けた者で、基準日の翌日以降に家計急変し、第3条第2項に該当する場合は、前条第1項に定める年額から第1項の給付額を差し引いた額を上限として前条第2項第2号に定める額を給付する。

(災害等に起因する給付額の加算)

第6条 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失又は毀損し、再度、制服の購入が必要である者のうち、次のいずれにも該当する者に対しては、給付額に64,800円を加算した額を給付するものとする。

(1) 給付対象者又は国が実施する高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)に基づき他の都道府県が給付した給付金を受けた者。ただし、前倒し給付のみを受けた者及び基準日において生活保護受給世帯である者を除く。

(2) 基準日(基準日の翌日以降に災害等が発生した場合は、加算に係る申請のあった月の翌月の1日。ただし、災害等が発生した日が申請のあった月の初日の場合は、申請のあった月の1日。)において、公立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等であって、県内に住所を有するもの。

(給付申請及び認定)

第7条 給付金の給付を受けようとする給付対象者は、次の掲げる期間(以下「申請期間」という。)までに高校生等の世帯の状況について、在学する高等学校等の校長(以下「校長」という。)又は県教育委員会に申請するものとする。

(1) 第3条第1項に該当する者 当該年度の7月1日から9月30日(やむを得ない理由により申請期間に申請することができない場合は、12月31日)までの期間

(2) 第3条第2項に該当する者のうち、基準日以前に家計急変があったもの 当該年度の7月1日から9月30日(やむを得ない理由により申請期間に申請することができない場合は、12月31日)までの期間

- (3) 第3条第2項に該当する者のうち、基準日の翌日以降に家計急変があったもの 隨時
- (4) 第5条第1項に該当する者 当該年度の4月1日から6月30日までの期間
- (5) 第6条に該当する者のうち、災害等の発生日が基準日以前である者 当該年度の7月1日以降
- (6) 第6条に該当する者のうち、災害等の発生日が基準日の翌日以後である者 隨時

2 前項による申請は、次の表の左欄に掲げる高校生等の区分に応じ、同表の中欄に掲げる提出先に、

同表の右欄に掲げる書類を様式第1号による申請書に添付して行うものとする。

高校生等の区分	提出先	書類
県内の県立の高等学校等に在学する高校生等	校長	ア 第3条第1項第2号又は同条第2項に該当することを証明する書類(生活保護受給世帯にあっては、受給を証明する書類。) イ 第4条第1項の表の区分のうち(4)に該当する高校生等にあっては、当該事実を確認できる書類(生活保護受給世帯を除く。)
県内の県立以外の高等学校等に在学する高校生等	校長を経て県教育委員会	
県外の高等学校等に在学する高校生等	県教育委員会	ウ 県外の高等学校等に在学する高校生等にあっては、様式第2号による在学証明書 エ 第6条に該当する場合にあっては、当該事実を証明する書類

3 校長又は県教育委員会(以下「校長等」という。)は第1項に基づく申請を受理したときは、受給資格を審査し、給付を決定したときは様式第3号による支給決定通知書を、給付を決定しなかったときは様式第4号による不支給決定通知書を申請者に通知するものとする。

4 前項による支給決定通知書を受けた者は、第2項による提出先に様式第5号による振込口座届を提出しなければならない。
(給付回数等)

第8条 給付金は、年度ごとに給付することとし、給付の回数は1人の高校生等につき年1回、在学している間の通算3回(定時制又は通信制の課程に在学する高等生等にあっては4回)を上限とし、前条第4項の規定に基づき提出された振込口座届により口座へ振り込むものとする。ただし、学び直し支援金の給付を受ける資格を有する高校生等は給付上限に達した後も、1回(定時制又は通信制の課程に在学する高校生等にあっては2回)給付を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第5条に規定する給付に限り、分割して受けることができる。
3 第1項の規定にかかわらず、第6条に規定する加算額の給付は、当該災害等につき1回に限り受け取ることができる。
(代理受領等)

第9条 校長は、保護者等からの委任状(様式第6号)の提出があるときは、給付金を代理受領し、当該

保護者等から徴収する授業料以外の教育費に充てることができる。

(給付金の返還等)

第10条 給付金は、基準日(第3条第2項の場合においては、基準日の翌日以降に家計急変があった場合は、家計急変があった日の翌月の1日(家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があつた月の1日。)及び第5条第1項の場合においては、当該年度の4月1日。)の状況により給付するものとし、給付後に世帯状況の変化、高校生等の休学並びに退学があった場合であっても、校長等は保護者等に給付金の追給又は返還の請求を行わないものとする。ただし、偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたときは全額返還の請求を行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関する必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行し、平成27年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月27日から施行し、平成28年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月19日から施行し、平成29年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行し、平成30年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月27日から施行し、令和元年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月2日から施行し、令和2年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行し、令和2年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行し、令和2年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月28日から施行し、令和3年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行し、令和4年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月27日から施行し、令和5年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月19日から施行し、令和5年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月9日から施行し、令和6年度分の給付金から適用する。